㈡　テレビジョン放送

協会の放送については総合放送及び教育放送各１系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については総合放送４系統の放送が、全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、５系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

［㈣　略］

イ　衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあっては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあっては左旋円偏波（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

［㈠　略］

㈡　学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、１系統の高精細度テレビジョン放送（高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行う場合における当該標準テレビジョン放送を含む。）及び１系統の超短波放送による大学教育放送を行うこと。

［㈢　略］

［ウ　略］

［(2)～(4)　略］

［２・３　略］

［第２　略］

第３　基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

［１　略］

２　国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)　地上基幹放送（デジタル放送）

基幹放送の区分					放送対象地域	放送系の数の目標
テレビ	高精細	協会の放送	総合放送	広域放送	関東広域圏（注）	1

㈡　テレビジョン放送

協会の放送については総合放送及び教育放送各１系統の放送、学園の放送については大学教育放送１系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については総合放送４系統の放送が、全国各地域（学園の放送にあっては授業実施予定地域）においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、５系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

［㈣　同左］

イ　衛星基幹放送

衛星基幹放送については、高精細度テレビジョン放送又は標準テレビジョン放送にあっては右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かって電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）の電波の周波数、超高精細度テレビジョン放送にあっては左旋円偏波（円偏波のうち、右旋円偏波以外のものをいう。以下同じ。）の電波の周波数を使用して放送を行うことを基本として、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

［㈠　同左］

㈡　学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、１系統の高精細度テレビジョン放送㈱及び１系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。

㈱　高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送を含む。

［㈢　同左］

［ウ　同左］

［(2)～(4)　同左］

［２・３　同左］

［第２　同左］

第３　基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標

［１　同左］

２　国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

(1)　地上基幹放送（デジタル放送）

基幹放送の区分					放送対象地域	放送系の数の目標
テレビ	高精細	協会の放送	総合放送	広域放送	関東広域圏（注１）	1